荒木家文書(高崎秤座関係文書) A 解題

1. 請求番号

P96061

2. 文書群名

荒木家文書(高崎秤座関係文書) A

3. 伝存地

高崎市田町

4. 資料形式

古文書、画像データ

5. 数量

14 (文書番号もNo.14 迄)

6. 年代

天正 2 年 (1574) ~明治 11 年 (1878)

7. 地名

高崎田町/高崎町大字田町(明治22年)/高崎市田町(明治33年)

8. 管轄

井伊直政(慶長3年に田町成立)/酒井家次(慶長9年)/松平(戸田)康長(元和2年)/松平(藤井)信吉(元和3年)/安藤家(元和5年)/松平(大河内)家(元禄8年)/間部詮房(宝永7年)/松平(大河内)家(享保2年)/高崎県(明治4年)/(第

1次)群馬県(明治4年)/熊谷県(明治6年)/(第2次)群馬県(明治9年)

9. 伝来

平成8年(1996)6月24日、伊勢崎市福地書店より購入。平成16年(2004)11月に目録作成。令和2年(2020)9月に目録修正。

10. 地域の概要

高崎宿田町(たまち)は、高崎城下に置かれた中山道の宿駅である高崎宿の中心部に位置した(高崎市役所から北東に500~600m)。南側が連雀町で北側が九蔵町であり、町内は南から一~三丁目があった。江戸時代の田町の概要については、「荒木家文書(高崎秤座関係文書)B」の〔地域の概要〕の項目を参照のこと。

11. 文書群の特徴

内容は江戸時代には高崎宿田町にあった高崎秤座(役所)荒木家 文書の一部である。秤(はかり)座とは、江戸時代に幕府によって 江戸と京都に設置され、秤の製作・販売・修補・部品取替・悪秤没 収・秤改めを独占していた役所(秤役所ともいう)である。江戸幕 府は幕府細工所に属した守随(しゅずい)家によって東 33 カ国を管 掌した。京都秤座は神(じん)家によって西 33 カ国を管掌した。両 秤座は各地に「出張所」や「出店」を開設し(明治7年には東 33 カ 国で 38 カ所)、その主務者を「名代役」と呼んだ。このうちの一つ が高崎秤座であった。高崎秤座は名古屋秤座とともに江戸秤座守随 家の分家によって開設された由緒があり、荒木姓を名乗って世襲し、 地方秤座名代役の筆頭として本家守随家から遇されていた。なお、 秤座の取り扱う主な秤は棹(さお)秤であり天秤(てんびん)については取り扱っていない。高崎秤座の詳しい概要については、「荒木 家文書(高崎秤座関係文書)B」の〔文書群の特徴〕の項目を参照 のこと。 本文書群の内容は、高崎秤座(役所)に直接関わる江戸時代後期から明治時代初期の文書・絵図 6 点(No.1~6 迄)の文書と、江戸秤座の守随家の由緒に関わる戦国時代から江戸時代後期までの文書 8 点(No.7~14 迄)に大きく分けられる。後者の文書 8 点は全て写である。

前者の文書のうちNo.1 の「支証」は、文政 13 年 (1830) 閏 3 月 10 日付で江戸秤座の守随彦太郎 (正知) が、高崎秤座 (役所) の荒木彦次郎を「出張御秤役所」の「名代役」の「筆頭」である旨を認めた文書である。No.5 も明治元年(1868)12 月 1 日付で江戸秤座の守随彦太郎 (正恒) から高崎秤座の荒木彦治郎宛に「高崎御秤出張役所名代役免許」については「御一新」となり新政府から「改座」を仰せ付けられたが、「先規仕来之通」である旨を認めた文書である。この2 通の文書は、守随彦太郎の花押が記され用紙の紙質も厚いことなどから写ではなく原本であると推定される。No.2 とNo.3 の文書は、高崎秤座が天保 10 年(1839)に鉄錘 (おもり)の鋳立方を甘楽郡下仁田町の鋳物師太田長左衛門に請け負わせていたことがわかる文書である。No.4 も高崎秤座が「高崎下職衡削方」を高崎連雀町の木屋忠蔵に請け負わせていたことのわかる文書である。これら3点は高崎秤座の経営関係の文書といえる。No.6 は、明治11年 (1878)の高崎田町の荒木氏の宅地絵図であるが、番地は不明である。

一方、後者のNo.7~14 迄の文書の内容は、高崎秤座に関係する内容ではなく、江戸秤座の守随本家の由緒に関する文書である。No.7 とNo.8 は戦国期に守随家(当初は吉川〔河〕姓)が戦国大名武田家と関係があったことがわかる文書の写である。No.9~13 迄の文書は江戸時代の享保3年(1718)・延享2年(1745)・天明7年(1787)・嘉永7年(1854)に幕府が全国66ケ国のうち東側の33ケ国については守随彦太郎の秤を用いることを認めた文書の写である。No.14は、江戸時代前期にあたる承応2年(1653)~元禄10年(1697)までの守随家及び神家(善四郎)に関わる秤関係の町触を写した文書である。これらの一連の文書をたどれば守随家の由緒や権限がわかる。した

がって、これらの文書の写が高崎秤座の荒木家に伝来した理由は、 おそらく江戸秤座守随家の由緒や権限を地方秤座の内外に周知させ るため、守随家から各地の地方秤座にこれらの一連の関係文書を写 して送付したものと考えられる。なお、江戸秤座の守随本家につい ては、林英夫『秤座』(吉川弘文館)に詳しい。

12. 検索手段

本目録

13. 関連資料

下平勇樹家文書 (請求番号: P97101) 荒木家文書 (高崎秤座関係文書) B (請求番号: P20091)

14. 利用上の留意点

・史料の閲覧を希望する場合は、事前に中央図書館市史担当へ相談してください。